

介護職員初任者研修 学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修事業は、社会福祉法人コスモ福祉会が実施する。
法人住所 福島県西白河郡中島村大字滑津字宿裏10番地1
法人代表者 理事長 藤田 愛里

(目的)

第2条 本研修事業は、広範多岐にわたる福祉サービスに対応した介護サービスを提供するため必要な知識、技能を有する介護職員を養成することを目的とする。

(実施形式)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業(以下「研修」という。)を実施する。
介護職員初任者研修課程(通信形式)

(年間事業計画)

第4条 平成29年度の研修事業は次の計画のとおり実施する。
実施計画 年度2回
募集定員 各回 20名

(研修事業の名称)

第5条 研修の名称は次のとおりとする。
介護職員初任者研修

(受講対象者)

第6条 受講対象者は次のとおりとする。
受講後、介護職員として就労意思のある通学して受講できる者

(使用教材)

第7条 研修に使用する教材は次のとおりとする。
1)一般財団法人 長寿社会開発センター出版 介護職員初任者研修テキスト
2)その他、講師が作成する資料

(受講料)

第8条 受講料は次のとおりとする。

- 1) 70,000円(テキスト代、損害保険料を含む)
- 2) 本研修事業について、福島県社会福祉協議会が実施する福島県福祉・介護人材育成・確保支援事業における補助事業の対象になる場合は次のとおりとする。
 - 1 受講負担金 10,000円とし、支払いをもって申し込みを受理する。
 - 2 受講料は開校日までに現金で支払うものとする。
 - 3 研修開講以降の返金はできないものとする。
- 3) 全課程終了した場合であって、修了評価等において修了の基準を満たさない場合は受講料全額を自己負担すること。
- 4) 講義を欠席したため補講を受ける場合は、
 - 1 補講を受け、本研修を所定の期日に終了できる場合は1時間について500円を自己負担すること。
 - 2 補講を次回の研修の中で受講する場合は補講料を免除する。但し、次回の研修受講については、当該研修開始から8か月以内に終了するものとする。
- 5) 受講できなかった科目があり、補講を受ける機会に受講せずに修了できなかった場合は、受講した科目の時間数を総時間で除した割合(1000円未満切捨て)で支払うものとする。
- 6) 演習時等に使用する衣類等は手持ちのものを使用することとし、費用徴収は行わない。
- 7) 交通費 研修等に係る交通費はすべて受講者の負担とする。
- 8) 研修における事故に備え損害保険に加入する。費用は受講料に含む。

(研修カリキュラム)

第9条 研修を終了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙「研修日程表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は別紙のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(募集手続)

第12条 募集手続きは次のとおりとする。

1) 受付期間

別紙 受講生募集案内参照

2) 申し込み方法

第6条の受講対象者に該当し、かつ受講を希望するものが、受講申込書を当法人へ提出するものとする。(郵送/FAX/持参のいずれかで提出可能)

同時に、次のア～ケのいずれか一つの提示によって本人確認を行う。

ア) 戸籍謄本 イ) 戸籍抄本 ウ) 住民票

エ) 運転免許証 オ) 健康保険証 カ) 年金手帳

キ) パスポート ク) 在留カード ケ) 住民基本台帳カード

(戸籍謄本、戸籍抄本、住民票については発行後6ヶ月以内のものとする)

3) 受講決定

応募者多数の場合は、原則先着順とする。

なお、受講決定者に対しては、受講決定通知をもって通知する。

(科目の免除)

第13条 科目の免除は行わない。

(修了の認定)

第14条 修了の認定は、別に定める修了評価基準によるものとする。

(研修欠席者の扱い)

第15条 理由の如何にかかわらず、遅刻及び早退した場合は欠席とする。

(補講の取り扱い)

第16条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められている者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。また、補講の実施は、原則として当法人において実施する。

(受講取り消し)

第17条 受講者が以下のいずれかに該当すると認められた場合は、事業者の判断により当該受講者の受講を取り消すことができる。

(1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者

(2) 研修の秩序を乱す者

(3) 就職意欲が欠ける者

(4) その他、受講者としての本分に反した者

(修了証明書の交付)

第18条 第14条により修了を認定された者は、当法人において福島県介護職員初任者研修事業実施要綱に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者管理)

第19条 修了者管理については、次により行う。

(1) 修了者を修了者台帳に記載し、福島県が指定した様式に基づき知事に報告する。

(2) 修了証明書の紛失があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(個人情報管理)

第20条 事業者は、当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

(研修で知り得た情報の取り扱い)

第21条 受講者は、研修で知り得た情報は公表することのない様にし、その旨を誓約書に記載し事業者に提出する。

(情報の公表)

第22条 福島県介護職員初任者研修事業実施要綱に規定する情報の公表に基づき、当法人ホームページ(<http://www.so-we-cosmo.or.jp/>)において開示する。

(施行細則)

第23条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めない事項が必要であると認められる時は当法人がこれを決める。

(受講に関する連絡先及び各担当者)

〒961-0102

福島県西白河郡中島村大字滑津字宿裏10番地1

社会福祉法人 コスモ福社会

特別養護老人ホーム ひかりの里

TEL:0248-21-5988 FAX:0248-21-5989

研修責任者名 : 理事長 藤田 愛里
課程編成責任者名 : 施設長 堀川 通有
法人の苦情相談担当者名 : 施設長 堀川 通有
事業所の苦情相談担当者名 : 五十嵐 恵久
研修担当者名 : 五十嵐 恵久

(附則)

第1条 この学則は、平成29年4月10日から施行する。

(別紙)

1. 研修会場

〒961-0102

福島県西白河郡中島村大字滑津字宿裏10番地1

社会福祉法人 コスモ福社会

特別養護老人ホーム ひかりの里内 地域交流センター
デイサービスセンター